

# 障害者の性及び性教育の国際的到達点と課題 —障害者権利条約における審議過程を中心に

Reviews of International Currents and Problems for Sexuality and Sexuality Education for  
Persons with Disabilities

児嶋 芳郎\*      細 渕 富 夫\*\*  
Yoshio KOJIMA      Tomio HOSOBUCHI

## はじめに

2006年12月の第61回国際連合（以下、国連）総会において採択された「障害者の権利に関する条約」（以下、障害者権利条約）は、2008年5月3日に発効した。この条約の審議過程においては、人間の性に対して国連加盟の各国が活発な議論を展開し、後述のような一定の前進を見ることができる。一方、日本においては2003年7月より本格的に性教育へのバッシングが始まり、東京都立知的障害養護学校（当時）で実践されていた性教育に対して、学習指導要領から著しく逸脱し、児童生徒の発達段階を考慮していない実践があったとして、その実践内容に介入した。この動きを境に、性教育実践に対する教育行政による管理・統制が強化され、また過度に実践を自粛するような現場もある。

本稿は、このような動きを見すえながら、障害者権利条約の成立過程において人間の性がどのように議論されたのかを概観するとともに、国際的には性及び性教育がどのようにとらえられているのか、また日本での動向がどうかを概観し、今後の性教育実践の方向性を探ることを目的としている。

## 1 国際的な性と性教育に関する動向

国際的な性と性教育に関する動向を明らかにすることは、今後の日本における障害児に対する性教育実践の発展方向を検討する上で、一つの羅針盤となる。ここでは、性及び性教育をめぐる国際的な認識の変遷を概観する。

### （1）性をめぐる国際的な認識の高まり

現在、国際的に人間の性とは、セックス（sex：性別、生殖、性行動）といった狭義の概念ではなく、セクシュアリティ（sexuality）という包括的な概念で認識されている。セクシュアリティとは、カーケンダール（Kirkendal,A.）やカルデロン（Calderon,M.S.）らが1964年に「アメリカ性情報・教育協議会」（SIECUS）を創設した際に提唱した概念である。カーケンダールは、「セックスとは身体部分やそれにかかわる行動の総称として考えられてきたが、セクシュアリティとは人格と人格との触れ合いのすべてを包含するような幅の広い性概念で、人間の身体の一部である性器や性行動のほか、他人との人間的つながりや愛情、友情、融和感、思いやり、包含力など、

\* 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究所：埼玉大学配属

\*\* 埼玉大学教育学部特別支援教育講座教授

およそ人間関係における社会的、心理的側面やその背景にある生育環境などもすべて含まれる」(カーケンダール、1995)と述べ、カルデロンは「セックスとは両足の間(性器)にあるものだが、セクシュアリティとは両耳の間(脳)にあるものだ」(カルデロン、1995)と述べている。

世界保健機関(WHO)が2002年に策定した「性の健康と性の権利に関する仮定義」では、セックスとは、「人間を女性あるいは男性と定める、生物学的な特徴をいう(このような生物学的特徴は、その両方をもつ人々もいるので、互いに相容れないものではないが、一般に人間を男性と女性に区別する傾向がある。多くの言語では一般的な用法として『セックス』という語がしばしば『性的な行為』の意味で使われているが、『セクシュアリティ』と『セクシュアルヘルス』に関する議論では、厳密な意味で上記の定義を使用することが望ましい)」とされ、セクシュアリティとは「生涯を通じて人間の中心的な局面をなすもので、セックス(性別)、ジェンダー・アイデンティティ(性同一性)、ジェンダー・ロール(性別役割)、性的指向、エロティシズム、性的快楽、親密さ、生殖を含む。セクシュアリティは、思想、夢想、望、信念、態度、価値観、行為、習慣、役割、人間関係において経験され、表現される。セクシュアリティには、これらの側面のすべてが含まれるが、必ずしもそのすべてが経験あるいは表現されるとはかぎらない。生物学的、心理的、社会的、経済的、政治的、文化的、倫理的、法的、歴史的、宗教的、霊的、などさまざまな要因の相互作用に影響される」とする(WHO、2002)。

このように、人間の性はセックスという狭義の意味を越え、セクシュアリティという包括的概念へと広がり、またその概念自体も時代とともに幅広い内容を含み込むものへと発展している。

現在の性教育とは、このような概念を背景にもったものである。間宮(1995)は「性教育(sex education)という、性器と性交、それに伴う生殖に関する教育と捉えられがちであったが、それを『両耳の間にあるもの』すなわち、大脳にかかわる人間の性、性的存在としての人間(男・女)の全人格と全生涯にわたるものとして捉えようというのが現代の性教育の性格である。これには、生殖に伴う異性間の性だけでなく、生殖を伴わない性、乳幼児の性、思春期の性、老人の性、障害者の性、マスターベーションなど、人間の性にかかわるすべてが含まれている」とする。

## (2) 性的人権に対する国際的動向

このように定義されるセクシュアリティ及び性教育であるが、それは国際的にはどのような方向で、人権の一部を構成するものであると考えられるようになってきたのかを、以下でみていく。

### 1) セクシュアル・ライツ/ヘルスとは

セクシュアル・ライツの概念が登場したのは、1995年の北京世界女性会議における欧州連合(EU)からの提起であった。1999年に、香港において開催された第14回世界性科学会会議において採択された「性の権利宣言」においては、セクシュアル・ライツとは、「あらゆる人間が生まれながらにして有する自由、尊厳、平等に基づく普遍の人権である。人間と社会の健康はセクシュアリティの発達を保障するために、全ての社会があらゆる手段を講じて以下のセクシュアル・ライツを認識し、推奨し、尊重し、擁護しなければならない」とし、①性的自由の権利、②性的身体の自律、完全性、安全の権利、③性的プライバシーの権利、④性的平等の権利、⑤性の喜びの権利、⑥情緒的性的表現の権利、⑦自由な性的関係をつくる権利、⑧生殖の選択の権利、⑨科学的な性情報を得る権利、⑩セクシュアリティ教育を受ける権利、⑪性的健康に関するケアを受ける権利、を挙げ、「セクシュアル・ライツは、基本的かつ普遍的な人権である」と宣言している。

また、WHOによる「性の健康と性の権利に関する仮定義」（2002）では、セクシュアル・ライツとして、①性と生殖に関するヘルスケア・サービスへのアクセスを含め、セクシュアリティに関する最高水準の健康を享受する、②セクシュアリティに関する情報を求め、受け取り、伝える、③セクシュアリティに関する教育を受ける、④身体的保全を尊重される、⑤パートナーを選ぶ、⑥性的に活発な行動をとるかとならないかを決定する、⑦合意に基づく性関係をもつ、⑧子どもをもつかもたないかを決定する、⑨満足のいく安全で快適な性生活を営む、を挙げ、「責任をもって人権を行使するということは、すべての人が他者の権利を尊重しなければならないということである」と定義している。

2005年に、カナダで開催された第17回世界性科学会会議において、「モントリオール宣言-ミレニアムにおける性の健康」が宣言されている。そこでは、「1. すべての人々の『性の権利』を認識し、促進し、保証し、保護する」として、『性の権利』は、基本的人権の不可欠な部分を成すものであり、奪うことのできない普遍的なものである」としている。その上で、「すべての人々に保証されるべき『性の権利』なくして、『性の健康』を獲得することも、保持することもできない」とされている。また、「2. ジェンダーの平等を促進させる」では、『性の健康』には、ジェンダーの平等と相互の尊重が必要である。ジェンダーに関わる不平等や不均衡な力関係は、建設的かつ調和のとれた人間的交流を妨げ、『性の健康』の獲得を妨げる。「4. セクシュアリティに関する包括的な情報や教育を広く提供する」では、『性の健康』を達成するためには、若者を含めたすべての人々が、生涯を通じて、包括的なセクシュアリティ教育、および『性の健康』に関する情報とサービスにアクセスできる状況でなければならない」としている。

国際的な状況として、セクシュアル・ライツは、基本的かつ普遍的な権利として認められ、その権利が守られないかぎり、セクシュアル・ヘルスを保持することはできず、そのためには包括的な性教育が必要であるとの理解が高められてきたのである。

## 2) リプロダクティブ・ライツ/ヘルスとは

1994年にエジプトのカイロで経済開発協力機構（OECD）が開催した国際人口開発会議では、リプロダクティブ・ヘルスについて、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。従って、リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由をもつことを意味する」としている。また、カイロでの国際人口開発会議から10年を期して2004年にイギリスのロンドンで開催された「地球円卓会議（GRT）」では、「性的自己決定権」を含めたリプロダクティブ・ライツ/ヘルスを、普遍的な権利とする宣言が採択された。

上述した「モントリオール宣言-ミレニアムにおける性の健康」では、「5. 生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）のプログラムの中心的課題は『性の健康』である、という認識を確立する」とあり、「生殖は、人間のセクシュアリティの重要な側面のひとつである。それが望まれ、また計画されたものである場合には、人間関係や個人的満足の向上に繋がる。『性の健康』は、『リプロダクティブ・ヘルス』よりも包括的な概念である。既存のリプロダクティブ・ヘルス・プログラムについては、それが取り扱う範囲を広げ、セクシュアリティの様々な側面と『性の健康』について包括的に取り組むようにしなければならない」としている。

### (3) 障害者のセクシュアル・ライツ／ヘルスに対す概念の変遷

それでは、障害者のセクシュアル・ヘルス／ライツは、どのように考えられてきたのか。木全(2004)はそれを簡潔に次のように概括している。「スウェーデンのニリエが、ノーマライゼーションの八つの原理の五つ目で、『男女ともにいる世界に住むこと』と整理したのが1969年、また、世界性科学会会議で、『心身に障害のある人々はすべて性的な存在であり、この社会の構成員として性の喜びを享受する権利をもつ』と宣言されたのは81年のことです」「精神障害、身体障害などの障害がある人たちも含めて、〈性〉の健康促進が大切で、そのために『セクシュアリティのあらゆる面に関する知識、態度、スキルならびに価値観を供給し、かつ受容させる、人生の早い時期から始め、そして年齢や発達に適応した、生涯の長きにわたる』『包括的な性教育』が必要であるという行動計画がWHOから出されたのが、2001年のことです」。

このように、障害者への権利保障の動きの国際的な高まりを背景に、優生学的思想によって、障害者の性が否定されていた時代から、1960年代後半以降、すべての障害者は性的な存在であり、その性的な人権を保障するための適切な「包括的な性教育」を受ける権利を有していることが確認されていったのである。

## 2 障害者権利条約における障害者の性と性的権利

上述のように、セクシュアル・ライツは、国際的な「宣言」や「行動計画」において採択されていた。しかし、それらはあくまでも各国に対して実行の強制力をもたないものである。一方、国際人権条約は締約国に対して拘束力をもつものである。

2008年5月に発効した障害者権利条約は、21世紀最初に発効した国際人権条約である。その基本的理念として、「障害者に対して、あらたな権利をあたえるものではない」(条約要約)という認識のもと、各条項が規定されている。「あらたな権利をあたえるものではない」とは、これまでの人権条約及び国際的論議によって確認してきた人権を障害者がどうすれば享受することができるのかを規定することが障害者権利条約の役目であり、障害者だけに限定されるあらたな人権を障害者権利条約において創造することはしないという宣言である。翻れば、障害者権利条約に規定されている諸権利は、障害のない人々にとっても人権として国際的に認められたものであるということであり、障害者権利条約は障害者のみを対象としたものではなく、全人類共有の人権を定めた国際人権条約であることを示している。

障害者権利条約には、それまでの国際人権条約に定められていなかった権利が規定されていることが言われているが(例えば、アクセシビリティやモビリティ、情報通信の権利など)、その中に、これまで述べてきたセクシュアル・ライツ、リプロダクティブ・ライツも含まれている。

以下、障害者権利条約の審議過程において、人間の性がどのように取り上げられたのかを概観する。なお、障害者権利条約の条文及び各国の発言については国連の障害者権利条約のサイト(<http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/>)よりダウンロードした。

### (1) 障害者権利条約発効までの経過

障害者権利条約は、2001年の第56回国連総会において、メキシコ大統領が条約策定を提唱したことに端を発し、すべての国連加盟国及び国連オブザーバーに開かれたアドホック委員会(以下、特別委員会)を設置することが決議された。同決議に基づいて2002年7月より第1回特別委員会

が開催され、2006年の第8回特別委員会に至るまで条約文の検討が積み重ねられ、第61回国連総会（2006年12月13日）において採択された。障害者権利条約は第45条において批准国が20カ国に達した30日後に発効することが規定されており、2008年4月3日に批准国が20カ国に達したことに基づいて、同年5月3日に発効した。

## （2）障害者権利条約の審議過程

2003年6月に開催された第2回特別委員会において「国連加盟国及びオブザーバーが特別委員会で条約草案について交渉するための基礎となる条約草案テキストを作成しかつ提示する目的をもつ作業部会の設置」が決定され、2004年1月5日～16日に作業部会が開催され、条約草案が作成された（以下、作業部会草案）。作業部会草案をもとに、第3回特別委員会（2004年5月24日～6月4日）から第6回特別委員会（2005年8月1日～12日）までの4回の特別委員会において各国及びオブザーバーによる検討が積み重ねられ、2005年10月に議長草案が提示された。また、この議長草案を元に第7回特別委員会（2006年1月16日～2月3日）において、あらためてすべての条文案に対する検討が行われる。その議論を経て、2006年2月に修正議長草案が提示され、第8回特別委員会（2006年8月14日～25日）で最終的な調整がされ、条約正文が作成された。

このように、障害者権利条約には、その審議過程において、3種類の草案及び正文が存在する。この草案及び正文の文言の変遷を見れば、どのような議論がなされ、どのような各国の意思が障害者権利条約に反映されているのかをとらえることができる。

## （3）「性」に対する審議過程

以下、人間の性に対する審議過程を、草案及び正文の文言及び各回の特別委員会で表明された各国の意見をたどりながら概観する。

### 1) バンコク草案の文言

第3回特別委員会で提示された作業部会草案の前に、この草案作成に大きな影響をあたえた「バンコク草案」が提示されている。この草案は、2003年6月、バンコクにおいて開催された「障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する国際条約に関するアジア太平洋地域専門家グループ」会議、同年10月に同じくバンコクで開催された「障害者の権利及び尊厳の保護及び促進に関する総合的かつ包括的な国際条約に向けての地域ワークショップ」会議のまとめとして作成された。

バンコク草案には、第20条に「プライバシー、居住の尊重及び家族の保護と結婚の権利」があり、その第2項には、「2. Persons with disabilities have the right to sexuality and to form intimate relationships with others.」とある。ここでは、セクシュアリティが人間の権利であると明確に示されており、その後の作業部会草案などにも引き継がれていく。

### 2) 作業部会草案の文言及び各国の意見

作業部会草案には、第14条に「プライバシー、居住及び家族の尊重」が提示されている。その第2項には「2. States Parties to this Convention shall take effective and appropriate measures to eliminate discrimination against persons with disabilities in all matters relating to marriage and family relations, and in particular shall ensure: / a. that person with disabilities are not denied the equal the opportunity to experience their sexuality, have sexual and other intimate relationships, and experience parenthood;」とある。ここでは、バンコク草案とは若干異なり、障害者にはセクシュアリティを経験したり、他者と性的あるいは親密な関係を築いたり、親となる平等の権利が

ある、という表現がされている。

この第14条は第5回特別委員会において審議された。第2項は、元々は「bis」という形で附則的に提示されていたものであるが、審議においてはプライバシーの尊重について規定している第1項よりも多くの時間がさかれた。

その審議では、プライバシーについてと、家族・結婚についての二つの問題を一つの条項で規定するのではなく、別々の条項として規定するべきではないかとの意見とともに、セクシュアリティに対する意見が活発に出された。たとえば、イエメンからは「この条文では、婚姻外でも性交することができるにとらえられるため削除すべきだ」との意見が出されている。また、この条文は障害者に対して「性的な権利」というあらたな権利を与えるものではないかとの意見が表明される一方、ニュージーランドからは「これらの権利は、1995年の北京世界女性会議で確認されたセクシュアリティの権利、1994年のカイロでの国際人口開発会議で確認されたリプロダクティブの権利であり、あらたに与えられるものではない」との意見が表明されている。

また、この議論の中で、ウガンダが「障害者に強制される不妊や中絶、性管除去などをなくすことを提案する。障害者はそれらを強制されてきた。この問題に条約は取り組むべきである」との意見も出され、議長からは、「このことはとても重要なことである」とのコメントが寄せられている。ウガンダの発言に異論を唱える国はなく、優生学的な思想によって障害者の性を強制的に奪うことが許されないという認識は、国際的な前提であることが確認できる。ひいては、この障害者権利条約によって、国際社会はあらためて優生学的な思想と決別をしたとみることができよう。

### 3) 議長草案の文言及び各国の意見

作業部会草案第14条は各国からの意見を反映する形で、議長草案ではプライバシーに関わる第22条「プライバシーの尊重」と、家庭及び家族に関わる第23条に分割して示される。

議長草案第23条では、第1項が「1. States Parties to this Convention shall take effective and appropriate measures to eliminate discrimination against persons with disabilities in all matters relating to marriage, family and personal relations, and in particular shall ensure, on an equal basis with others:」とされ、そのサブパラグラフが「(a) that persons with disabilities are not denied the equal opportunity to [experience their sexuality,] have sexual and other intimate relationships and experience parenthood [in accordance with national law, customs and traditions of general application];」とされた。

セクシュアリティに対する各国の意見に配慮した形で「[experience their sexuality,]」が確定ではない文言として示されている。また、括弧内の表現ではあるが、「[in accordance with national law, customs and traditions of general application]」が新たに示されている。

議長草案は第7回特別委員会において審議されたが、ここでもセクシュアリティに対する意見が数多く出され、またあらたに示された括弧内の部分に対する意見が多く出された。EUやカナダ、メキシコなど、両方の括弧内の文言を採用することを支持する国がある一方、カタルはセクシュアリティの部分削除すべきであるとし、「結婚外でのセクシュアリティの関係を認められない」と表明した。イスラエルは「この条項は多義的で誤解をまねく問題を含んでおり、括弧内で示されている文言を採用した場合、この条項の本質を無意識に否定するようになるかもしれない」と述べている。イスラム各国からは、宗教的な背景をもった発言が出されている。

また、イスラム各国とは別の理由から反対を表明する国もあった。ノルウェーはセクシュアリティの部分で「国際障害コーカス (International Disability Caucus: IDC) が表明するように、この部分を残すことで、障害者が性的な存在ではないということをステレオタイプ的に強調する可能性があるかもしれないからだ」との理由から削除すべきであると表明した。ノルウェーの発言は、障害者は永遠に性的な成熟をしない（もしくは、その事実を認めようとしない）という思想が、各国にあるということを示すものである。

この第7回特別委員会における第23条に対する議論は、チェアマンが「見積もっていたよりも2時間も上回る議論であった。この部分は、文化的にとっても敏感なものを含んでいる。特別委員会は、この条項が締約国の結婚や家族、そして個別の関係についての独自の政策や法律に対して影響を与えるつもりではない」と総括している。

#### 4) 修正議長草案の文言及び各国の意見

議長草案は、修正議長草案として第8回特別委員会に示された。

その第23条は「家庭及び家族の尊重」とタイトルは継承され、「1. States Parties shall take effective and appropriate measures to eliminate discrimination against persons with disabilities in all matters relating to marriage, family and personal relations, and shall ensure that national law, customs and traditions relating to marriage, family and personal relationships do not discriminate on the basis of disability so that:<sup>\*</sup>」と、議長草案の第1項のサブパラグラフ (a) の最後に括弧内で示されていた文言が、第1項の本文に移動され、すべてのサブパラグラフにかかるようになっている。また、サブパラグラフの (a) は、「Persons with disabilities have the equal opportunity to [experience their sexuality, ] have sexual and other intimate relationships and experience parenthood;」となり、依然としてセクシュアリティの部分は括弧内で示されている。

また、注釈としてこの条文はあくまでも障害者が置かれている差別の現実を変えるために置かれたのであって、それぞれの国の政策決定に影響をおよぼすものではないことが強調されている。

この修正議長草案に対して、最終的な修正意見が各国から出された。コロンビアとエルサルバドルからは、セクシュアリティという文言を第1項のサブパラグラフ (a) ではなく、第1項の本文に移動させ (a) を削除する意見が、エジプトとモロッコ、スーダン、シリア、サウジアラビアからは、「セクシュアリティの経験や性的及び他の親密な関係をもつこと」という部分をサブパラグラフ (a) より削除する意見などが出された。

議長は、括弧内の用語の検討は必要であり、各国の宗教・文化を尊重することの重要性は認めつつも、この問題は国内法の範囲で対応するということでは障害者の権利が守られない状況もあり、平等を保障するための課題としてとらえる必要があることを理解して検討したいと議論を結んだ。

#### 5) 最終的な条文

上記のような議論を経て、第23条「家庭及び家族の尊重」の第1項は最終的には、「1. States Parties shall take effective and appropriate measures to eliminate discrimination against persons with disabilities in all matters relating to marriage, family, parenthood and relationships, on an equal basis with others, so as to ensure that:」とされ、各国の宗教や慣習に触れるような文言が削除された。また、サブパラグラフ (a) はすべて削除され、この条項にはセクシュアリティに関する文言が含まれないようになった。

セクシュアリティに関する文言は、第25条「健康」のサブパラグラフ (a) の「Provide persons with disabilities with the same range, quality and standard of free or affordable health care and programmes as provided to other persons, including in the area of sexual and reproductive health and population-based public health programmes;」という部分のみになった。

#### (4) 障害者権利条約に見る人間の性

上記の経過を鑑みると、障害者権利条約における人間の性に対する姿勢は、人間の性に対する学術的な発展の成果を積極的に反映させようという意欲的なものから、国連加盟の各国の宗教や慣習、文化を背景にした発言によって、最終的には低い段階で妥協したように見える。しかし、最終的には第25条のサブパラグラフに「sexual and reproductive health」とだけのこされたとはいえ、性科学の国際的な到達点としては、「生殖の健康」は「性の健康」に包括される概念であり、しかも「性の健康」を確保するためには「性の権利」が保障される必要があると認識されていることに立ち戻れば、この第25条で、「性の権利」が人権の一つとして障害者権利条約に規定されていると見ることができる。

しかも、障害者権利条約はその基本的見解として、障害者に対してあらたな権利を与えるものではないという姿勢を貫いており、翻れば障害者権利条約に規定されている諸権利は、障害の有無にかかわらず、すべての人々がもっている権利として、世界各国の合意が形成されたものであると確認できる。ここにおいて、障害者権利条約は、「性の権利」が人権を構成する一つの要素であることを確認した、初めての人権条約であるとするることができる。

一方、障害者権利条約の正文は、性に対するとらえ方を具体的に規定することを避け、性科学の発展の成果を享受しながらも、各国の社会的背景によって柔軟にとらえることを認めようとする方向にあるととらえることもできる。とすれば、国際的な人間の性の科学的な深まりをとらえつつ、日本の社会的背景を加味して、障害者の性の権利を保障するためにどのような手立てをとる必要があるのかを、我々は考えていかなければならないであろう。

### 3 日本における教育行政の性教育のとらえ方

上述のような課題意識のもと、日本において性教育がどのような認識のもとで進められてきたかを把握することが必要であろう。以下、第二次大戦後の文部省の性教育に対する姿勢を概観する。

文部省は1947年1月、都道府県に対して「純潔教育の実施について」を通達し、その中で「同等の人格として生活し行動する男女の間の道徳秩序をうちたてることが新生日本建設の重要な基礎である」ことを強調した。また、同年、文部省内に純潔教育委員会を設置している（1950年に社会教育審議会の部門の一つである純潔教育分科審議会に改組）。1949年には『中等学校保健計画実施要領（試案）』を発行し、健康教育の内容として「成熟期への到達」の単元で性に関する指導を取り扱うこととした。

文部省純潔教育委員会は1949年に「純潔教育基本要項」を、改組された社会教育審議会純潔教育分科審議会は1955年に「純潔教育の進め方（試案）」をまとめた。「純潔教育基本要項の付1」では、純潔教育とは「男女間の肉体的関係を性道徳の基準に合致せしめること」を教育の対象とするものであると定義し、さらに「純潔は乱交の反対で、性的交渉に対する制約であり、結婚を条件とする、言い換えれば性的交渉は結婚当事者間におけるもののみ純潔と認める」と、その方向性を明らかにしている。

1971年には文部省社会教育局長名の通知によって、「純潔教育」という名称を「性に関する指導」にあらため、「生徒指導資料」の中で性に関する問題への具体的な対応を示すようになる。

文部省が次に「性に関する指導」について公にその見解を表明するのは、1986年に発行した『生徒指導における性に関する指導—中学校・高等学校編』である。そこでは「性に関する指導」の基本的な考え方として、「昭和40年代の後半から性教育という言葉が一般に用いられるようになった。しかし性教育という言葉は、今日なお人によってその解釈が異なり、男女の身体的、生理的な事項やそれに関係する問題の教育や問題行動の防止のための指導という狭い概念でとらえているものが少なくない。したがって性に関する指導も、人間の性を基本部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的にとらえ、科学的な知識を与えるとともに、生徒が生命の大切さを理解し、また人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもち望ましい行動をとれるようにすることによって、人格の完成、豊かな人間形成に資することを目的とするものでなければならない」としている。

また、文部省が性教育との名称を使用しはじめたのは、1999年3月に発行した『学校における性教育の考え方、進め方』である。その「まえがき」には、「児童、生徒及び幼児（以下、「児童生徒等」という。）は、成長の過程で、性に関する多くの課題に直面し、それに対する意志決定や行動選択を求められます。また、児童生徒等の体格が向上するとともに性的な成熟が早まっている一方、性に関する情報や産業が氾濫するなど児童生徒等を取り巻く社会環境は、大きく変化しています。このような状況の中、性の逸脱行動などが問題となっており、学校における性教育の重要性が強調されています」と、その方向性を示している。その上で、「学校における性教育は、児童生徒等の発達段階に応じ、学習指導要領に基づいて、体育科、保健体育科、道徳、特別活動などを中心に学校の教育活動全体を通じて行われています。しかし、現在、性に関する科学的知識を与えるとともに、人権尊重の精神に基づいて児童生徒等が健全な異性観を持ち、これに基づいた望ましい行動を身に付けさせるようにすることなどを重点に、学校、家庭、地域が実態に応じて、性教育を組織的かつ体系的に展開することが求められています」としている。

1998年の学習指導要領の改訂では「総合的な学習の時間」が創設され、その指導項目として「福祉・健康」が例示されたことによって、はじめて教育課程に「性教育」を位置づけることが可能になった。このように、文部省も人間の性及び性教育に対する科学的な発展の成果を一定取り入れつつ、性教育を推進する方向で進んでいたのである。

しかし、2003年のいわゆる「性教育バッシング」以降、急激に性教育に対して消極的な姿勢をみせるようになり、実践を管理・統制する方向へと舵をきる。この方向は2008年の学習指導要領の改訂においても継続され、実践内容などの面で1998年の学習指導要領の改訂からの後退が如実に示されている。また、文部科学省は現在、性教育実践の事例集を編集中等であるとの報道もなされており、その内容に対して注意を払う必要がある。

以上概観してきたように、日本における性教育は、教育行政の主導という様相を呈していることは否めないが、国際的な性及び性教育に対する科学的な認識の深まりを一定程度反映する形で進んできた。しかし、2003年以降教育行政の姿勢は一転し、性教育をセクシュアリティの教育ではなく、道徳的な行動規範を教えることのみで留めようとしている。また、子どもに応じた柔軟な実践を行うことができないような管理・統制が強められている。日本の現状が、国際的な性科

学の発展の方向と逆行する動きにあることを強く認識する必要がある。

## おわりに

上述のように、人間の性に対しては、その専門分野ではセクシュアル・ライツの概念とともに発展し、セクシュアリティが人格を構成する一つの主要な部分であり、セクシュアル・ライツが人権の一つの柱であることが国際的な共通理解となっている。しかし、障害者権利条約の成立過程で見たように、実際的な部分においては、まだ多くの課題をのこしていることがわかる。日本においては、教育行政として文部科学省が一度は包括的な性教育を行っていく方向に舵を切ったものの、具体的な実践を十分にいき、その成果などを検証するといった段階に到達する以前に、方針を撤回している。

人間の性に対する認識は、その国々の宗教や慣習、文化の状況を背景に検討していかなければならない。しかし、現在の日本における人間の性とはどういったものとしてとらえることができるのかといった研究は十分に行われていない状況である。今後、この部分を深めていく必要がある。

日本の現状においては、宗教的な背景からセクシュアリティの概念が否定されることは多くの場合考えられないだろう。しかし、多くの人々はその概念を知らされておらず、またそれを知る大きな機会である教育での規制もある。そのため、まだまだ日本においては人間の性とは、セックス（性別、生殖、性行動）という狭義の概念でとらえられている側面が強いのではないかと推測される。

大久保ら（2008）が実施した自閉症児・者の保護者の性教育に対するニーズ調査では、障害児の保護者の8割以上が性教育を必要としていると回答し、また養護学校の教師を対象に調査を行った江田ら（2000）の調査の結果も、ほぼ同様の結果を示している。これらの調査から、以前盛んに強調された「寝た子を起こすな」という論調が払拭され、障害者権利条約の特別委員会で国際障害者コーカスが主張した障害者を性的な存在と認識しないという風潮は、障害児教育関係者や保護者の中では少ないことが推測できる。しかし一方で、人間の性に対するとらえ方が狭義のままであった場合には、性の人権を保障すること、そのための性教育を行うという方向ではなく、対症療法的に社会的な性道徳を教え込むという指導が横行する危惧もある。

日本の現状を鑑みれば、今後あらためて人間の性をセクシュアリティの側面から把握し、包括的な性教育を行っていくことが必要なのではないかと考える。そのことによって、障害者の性の権利も保障されるであろう。

## 文 献

Calderone, M.S. (1995) 現代性科学・教育事典. 小学館, 355.

木全和巳 (2004) 障害の重い人たちが〈性〉的な存在—〈性〉の権利保障の視点から. みんなのねがい, 439, 11.

Kirkendal, A. (1995) 現代性科学・教育事典. 小学館, 355.

間宮武 (1995) 現代性科学・教育事典. 小学館, 254.

文部省 (1986) 生徒指導における性に関する指導—中学校・高等学校編

文部省 (1999) 学校における性教育の考え方, 進め方. ぎょうせい.

文部省社会教育局長通達 (1947) 純潔教育の実施について.

WHO (2002) 性の健康と性の権利に関する仮定義.